

陳 情 文 書 表

令 2 陳 情 第 5 号	令 和 2 年 5 月 1 8 日 受 理
件 名	神奈川県的主要農作物の種子を条例で守ることを求める陳情
陳 情 者	秦野市立野台 1 - 1 3 - 2 森岡 梓
陳 情 の 要 旨	
<p>日本の農業と国民の食生活を支えるために制定された主要農作物種子法（以下「種子法」という。）は、2018年4月1日に廃止されました。種子法では、主要農作物である米、麦、大豆の優良な種子の安定供給が、各都道府県に義務付けられていました。主要農作物の安定的な生産と普及に国が責任を持つことで、厳密な品質管理の下、農家に優良で安価な種子が供給され、国民は安心できる食生活が送られてきました。</p> <p>また、2017年に施行された農業競争力強化支援法では、各都道府県が管轄する優良な育種知見（知的財産権）を積極的に民間に提供することとなっています。</p> <p>この種子法の廃止に伴い、2020年3月3日に種苗法の改定が閣議決定されました。この内容は種子の育成者権保護を目的に農家の自家採種・増殖を有料の許諾制にすることが検討されています。違反すると10年以下の懲役または1,000万円以下の罰金、さらに、共謀罪の対象となる可能性もあります。農林水産省は「シャインマスカット」などの知的財産権を中国などの海外から守るためと説明していますが、実際はTPPにより日本の主要農作物である米、麦、大豆の分野を積極的に民間の多国籍企業などに開放することを目的としています。</p> <p>神奈川県には大豆の「津久井在来種」などがあり、これらの食品はかながわブランドとして経済活動にも一役を担っています。食育の観点からも秦野市の保育園など教育機関にも卸されています。</p> <p>これらの種子の自家採種が許諾制になった場合は、農家の経済的負担の増大や民間の育成者権者からの権利侵害を理由とした訴えなどを懸念して営農意欲をそがれ、後継者不足も重なって、伝統的な神奈川県の農業のさらなる衰退をもたらす恐れがあります。そうなれば神奈川の地産地消、安心安全などの食育も成り立たなくなる可能性があります。</p>	

そもそも植物遺伝資源である種子は命の根源であり、種子の安定的な供給は国民の生存権を守る政府の責務です。その責務を一切行わず、何が一番儲かるかを考えて事業を行う民間企業に委ねることは、政府の責任放棄といっても過言ではありません。

つきましては、神奈川県農業、地産地消などの食育及び食の安全を守るため、主要農作物の種子の保全に関する条例を制定することについて、地方自治法第99条に基づき、神奈川県に対し意見書を提出していただきたく陳情いたします。

陳情事項

神奈川県に対して、主要農作物の種子の保全に関する条例制定を求めること。